

山形県建設工事一般競争入札（条件付）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山形県が発注する建設工事について、一般競争入札（条件付）（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 条件付一般競争入札の方法により請負契約を締結する建設工事は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が400万円を超えるものであり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用のない建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める工事については、当該工事を所掌する入札参加者の選定に係る審査会（以下「審査会」という。）の承認を得て、条件付一般競争入札の方法によらざることができる。

（入札参加資格）

第3条 入札に参加する者に付する資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 山形県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。
- (3) 入札参加資格確認時から開札（ただし、落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までの間に、山形県建設工事請負契約約款第49条第11号の規定（「暴力団排除条項」）に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該手続開始決定日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事等の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (6) 当該工事を所管する課長等（以下「所管課長」という。）が別に資格を定める場合には、当該資格を有する者であること。
- (7) 前号の資格は、建設業法（昭和24年法律第100号）、財務規則及び「建設工事の請負に係る競争入札の参加者の要件」（平成6年山形県告示第340号）等の法令、規則等に基づくほか、入札参加資格設定基準（別紙1）に基づき設定すること。

なお、特定建設工事共同企業体の対象工事における入札参加資格の設定については工事ごとに設定することとするが、入札参加資格設定基準の趣旨に則って入札参加資格を設定すること。

（入札参加資格の決定）

第4条 所管課長は、前条第6号の入札参加資格を定めようとする場合は、審査会に付議するものとする。ただし、定めようとする入札参加資格が、各部局長等が別に定める入札参加資格と同一であ

る場合は、審査会への付議は要しないものとする。

(入札の方法)

第5条 入札は、山形県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。

- 2 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札に係る書面入札承諾基準」で定める。
- 3 建設工事共同企業体が電子入札システムにより入札を行う場合は、当該建設工事共同企業体の代表者の電子証明書を使用して入札を行うものとする。

(入札の公告)

第6条 所管課長は、条件付一般競争入札を実施しようとするときは、財務規則第115条の規定により公告するものとする。

- 2 前項の公告は、標準公告例（別紙2、別紙2の2及び別紙2の3）に準じて作成するものとする。
- 3 公告期間は、公告の日から開札日までとする。

(入札説明書の交付)

第7条 所管課長は、前条の規定による公告と同時に入札説明書の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。ただし、一時的にインターネットを利用できない入札参加者から交付の申出がなされた場合には、当該参加者に対し電磁的記録媒体に記録して貸し出すものとする。

- 2 前項の入札説明書は、次に掲げる事項を全て含むものとし、標準入札説明書例（別紙3）に準じて作成するものとする。
 - (1) 前条の規定による公告の写し
 - (2) 担当部局、課及び係の名称、所在地並びに電話番号
 - (3) 落札者の決定方法

(入札参加資格確認申請)

第8条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（電子入札システムによる申請書又は様式第1号）に必要事項を記入し、必要な入札参加確認資料（同種工事の実績（様式第2号）、主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第3号の2）等）を添付して、公告に定めるところにより当該申請書を提出しなければならないものとする。

- 2 申請書の受付期間は、原則として、公告の日を含め6日以上（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。ただし、設計金額が5千万円未満の工事にあっては公告の日を含め4日以上（県の休日を除く。）とし、設計金額が10億円以上の大規模工事又は特定建設工事共同企業体が参加する工事にあっては公告の日を含め11日以上（県の休日を除く。）とする。

(入札参加資格の審査方式)

第9条 前条の申請書に基づき申請者の入札参加資格を審査する方式は、事後審査方式（入札参加資格の審査を開札後に最低価格の入札者から行い、適格の場合に落札決定する方式をいう。以下同じ。）によるものとする。ただし、契約担当者（財務規則第2条第4号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が適当と判断した場合は、事前審査方式（入札参加資格の審査を入札前に全ての申請者について行い、資格が確認された者による入札の結果に基づき、落札決定する方式をいう。以下同じ。）によることができるものとする。

(設計図書の閲覧及び貸出し)

第10条 所管課長は、希望者に対して、入札の公告の日から入札書受付期間最終日までの期間（以下「閲覧期間」という。）、当該工事に係る仕様書、図面及び設計書（以下「設計図書」という。）をインターネットを利用して又は書面により閲覧させるものとする。

なお、書面により設計図書を閲覧させる場合の閲覧期間については、県の休日を除くものとする。

2 所管課長は、希望者に対して、必要に応じ閲覧期間内（県の休日を除く。）に、設計図書の貸出しを行うものとする。

(設計図書及び入札説明書に対する質問)

第11条 入札の公告の日以降、入札参加希望者から設計図書又は入札説明書に関する質問がなされた場合には、所管課長は、回答書（電子入札システムによる回答又は様式第6号）を作成し、速やかに閲覧に供するものとする。

なお、書面入札の承諾を得た者は、持参又は書留郵便により任意の書面を用いて質問の提出を行うことができる。

2 質問の受付期限及び回答期限は、別に定める。

(書面による入札)

第12条 書面入札の承諾を得た場合は、持参又は書留郵便による提出を認めるものとし、この場合、入札書受付期間最終日（当該日が県の休日の場合は直前の平日とする。）の指定時刻までの到達を求めるものとする。

なお、入札書受付期間最終日の指定時刻まで到達しない書面による入札書は無効とする。

2 所管課長は、郵便又は持参により提出された入札書を、開札までの間、厳重に保管し、開札の時に入札を執行する者が開封する。

(積算内訳書の提出)

第13条 入札を執行する者は、入札時に入札参加者から積算内訳書の提出を求めるものとする。積算内訳書の提出は、インターネットにより提供する指定ファイルを電子入札システムにより提出する入札書に添付して行うものとする。

また、書面入札又は郵便による入札を行う者に係る積算内訳書については、入札書と積算内訳書を記録した電子媒体を同封で提出させるものとする。

(事前審査方式における入札参加資格の確認)

第14条 事前審査方式においては、所管課長は、申請者から提出された申請書に基づき入札参加資格

を確認する。

- 2 所管課長は、申請者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。

(事前審査方式における入札参加資格確認結果の通知)

第15条 所管課長は、前条による確認の結果を一般競争入札（条件付）参加資格確認結果通知書（電子入札システムによる通知又は様式第4号）により申請者に通知するものとする。申請者への通知は、原則として、申請書の提出期限の翌日から起算して6日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

なお、入札参加資格がないと認めた者に対しては、通知に当たり、その理由を付記するものとする。

- 2 前項による確認結果は入札前には公表しない。
- 3 第1項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知日の翌日から起算して4日以内（県の休日を除く。設計金額が5千万円未満の工事にあっては3日以内）にその理由についての説明を求めることができるものとする。
- 4 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。設計金額が5千万円未満の工事にあっては2日以内）に電子入札システム又は書面（様式第5号）により回答するものとする。
- 5 前項の回答期限は、入札書受付締切日の前日以前としなければならない。

(事前審査方式における落札者の決定方法)

第16条 事前審査方式による入札を執行する者は、開札の執行に先立ち、入札参加者が前条第1項の通知により入札に係る建設工事の入札参加資格が認められた者であること及び開札日現在において指名停止要綱による指名停止の措置を受けていないことを確認するものとする。

- 2 入札を執行する者は、前項の入札参加者のうち、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格の入札者を落札者に決定するものとする。
- 3 低入札価格調査を適用する工事にあっては、調査基準価格を下回る価格の入札者について調査の結果、不適格と判断された場合は、落札者としない。

(事前審査方式における入札結果の通知)

第17条 入札を執行する者は、前条により落札者を決定したときは、落札決定した旨を直ちに入札者全員に対して通知するものとする。

また、書面による入札を行った者（開札に立ち会った者を除く。）に対しては、所管課長は書面により落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を通知するものとする。

(事後審査方式における落札者の決定方法)

第18条 事後審査方式による入札を執行する者は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、文書決裁の上、当該入札者を落札者に決定するものとする。

- 2 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。
- 3 入札を執行する者は、入札者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
- 4 低入札価格調査を適用する工事にあっては、調査基準価格を下回る価格の入札者について調査の結果、不適格と判断された場合は、落札者としない。
- 5 前各項における審査の結果は、落札者を決定するまで公表しない。
- 6 落札者の決定は、開札日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く。）に行うものとする。

（事後審査方式における入札結果及び入札参加資格確認結果の通知）

- 第19条** 入札を執行する者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札決定した旨を速やかに入札者全員に通知するものとする。
- 2 入札を執行する者は、前条の規定による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者については、その結果を入札参加資格不適格通知書（様式第4号の2）により通知するものとする。
 - 3 落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。
 - 4 第2項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）にその理由についての説明を求めるものとする。
 - 5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に電子入札システム又は書面（様式第5号）により回答するものとする。

（入札の無効）

- 第20条** 第6条の公告により示した入札参加資格を有しない者の行った入札は無効とする。
- 2 落札決定が保留された場合において、当該落札決定までに前項の資格を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

（要綱に定めのない事項）

- 第21条** この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じ、その都度定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 山形県公募型指名競争入札実施要領（平成9年9月5日制定）は廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 「建設工事一般競争入札（条件付）における入札参加資格の設定について」（平成17年3月31日付け建企第512号土木部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成20年1月7日以後に入札公告を行う工事から適用する。
- 2 山形県建設工事一般競争入札（条件付）における事後審査方式試行要領（平成19年3月30日制定）は廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成20年6月30日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年1月26日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年5月13日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年6月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成21年10月27日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成22年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成22年5月11日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成23年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年8月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成24年12月3日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成25年5月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。ただし、別紙1（入札参加資格設定基準）中、「9 施工実績要件3」に係る改正については、平成25年4月1日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 26 年 1 月 6 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 26 年 3 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 26 年 5 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）に伴う適用税率に係る改正については、平成 26 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 28 年 6 月 1 日以後に契約予定の入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 28 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 29 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 30 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和元年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 2 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 3 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 3 月 29 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 4 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 1 月 1 日以後に契約予定の入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 5 年 12 月 22 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 6 年 12 月 23 日以後に入札公告を行う工事から適用する。ただし、建設業法施行令（昭和 31 年 8 月政令第 273 号）の一部を改正する政令に伴う監理技術者の配置が必要となる下請代金額及び主任技術者又は監理技術者の専任が必要な請負代金額等の改正については、令和 7 年 2 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和 7 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う工事から適用する。